

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康医療政策課

契約業者名・住所	公益社団法人 松戸歯科医師会 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
工事等の名称	松戸市休日土曜日夜間歯科診療所管理運営委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	運営委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	1 人件費（1人当り） ①日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く） ・歯科医師 1回 40,500円 ・歯科衛生士 1回 10,360円 - 歯科衛生士 超過勤務（年間40単位を限度） 30分を超える毎 1,295円 ・事務員 1回 9,320円 - 事務員 超過勤務（年間40単位を限度）30分を超える毎 1,165円 - 事務員 診療報酬請求業務 診療報酬請求総点数に10円を乗じた額の2.5%に相当する額 ②年未年始（12月29日から1月3日まで） ・歯科医師 1回 84,000円 ・歯科衛生士 1回 15,480円 - 歯科衛生士 超過勤務（年間10単位を限度）30分を超える毎 1,935円

	・ 事務員 1 回 13,920 円 - 事務員 超過勤務（年間 5 単位を限度）30 分を超える毎 1,740 円 2 バースアップ評価料手当 2,000 円 3 事務費 月額 400,000 円 （消費税及び地方消費税は別途加算）
工事等の概要	松戸市休日土曜日夜間歯科診療所の運営に関する業務
随意契約の理由	松戸市休日土曜日夜間歯科診療事業の実施に際し、松戸市と公益社団法人 松戸歯科医師会は、市民の生命と健康を維持推進するため「松戸市休日土曜日夜間歯科診療事業に関する協定」を締結し、休日土曜日等における歯科急病患者に対し、応急的な医療を行っております。同歯科医師会には、市内の病院及び歯科診療所の歯科医師が加入しており、その会員により松戸市休日土曜日夜間歯科診療所は診療を行っているため、入札をすることができません。このことにより、同歯科医師会から見積りを徴し見積価格等を精査したうえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により随意契約とするものです。